

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律要綱

第一 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 認定こども園に関する認定手続等

一 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定

1 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合等にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができること。（第三条第一項関係）

(一) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

(二) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(三) 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(四) 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができること。（第三条第二項関

係)

(一) 次のいずれかに該当する施設であること。

(1) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(二) 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(三) 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

二 認定の申請

一 1又は2の認定を受けようとする者は、施設の名称及び所在地、施設において保育する保育に欠ける子どもの数及び保育に欠ける子ども以外の子どもの数等を記載した申請書等を都道府県知事に提出し

なければならぬこと。(第四条関係)

三 認定の有効期間

都道府県知事は、保育所に係る一1の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において保育に欠ける子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならぬこと。(第五条関係)

四 情報の提供等

1 都道府県知事は、一1又は2の認定を受けた施設(以下「認定こども園」という。)において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要等についてその周知を図るものとする。(第六条

第一項関係)

2 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。(第六条第二項関係)

五 名称の使用制限

何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこと。（第九条関係）

六 認定の取消し

都道府県知事は、認定こども園が一 1 又は 2 の認定の要件を欠くに至つたと認めるとき等には、その認定を取り消すことができること。（第十条関係）

七 関係機関の連携の確保

1 都道府県知事は、一 1 又は 2 の認定又はその取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該認定又はその取消しに係る施設に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないこと。（第十一条第一項関係）

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこと。（第十一条第二項関係）

第三 認定こども園に関する特例

一 学校教育法の特例

認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法の適用については、園務等に子育て支援事業を含むものとする。 (第十二条関係)

二 児童福祉法等の特例

1 第二の一1の認定を受けた市町村が設置する保育所については、入所を希望する保育に欠ける子どもすべて及び保育に欠ける子ども以外の子どもが入所する場合には適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する子どもを公正な方法で選考することができる。 (第十三条第一項関係)

2 第二の一1又は2の認定を受けた私立保育所に係る児童福祉法等の規定の適用については、次のとおりとすること。 (第十三条第二項から第八項まで関係)

(一) 保育の実施を希望する保護者は、申込書を入所を希望する保育所に提出するものとし、当該保育所はこれを市町村に送付しなければならないこと。この場合において、市町村は、当該申込書に係る子どもが保育に欠ける子どもに該当すると認めるときは、当該保育所にその旨を通知等すること。

- (二) 保育所は、入所を希望する保育に欠ける子どもすべて（第二の一の一の認定を受けた保育所にあつては、保育に欠ける子ども及び保育に欠ける子ども以外の子どもすべて）が入所する場合には適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する保育に欠ける子ども（第二の一の一の認定を受けた保育所にあつては、保育に欠ける子ども及び保育に欠ける子ども以外の子ども）を公正な方法で選考することができること。
- (三) 保育所は、正当な理由がない限り、（一）の通知に係る子どもの入所を拒んではならないこと。
- (四) 保育所における保育の実施に係る子どもの保護者は、当該保育の実施に要する保育費用を勘案するとともに当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該子どもの年齢等に応じて当該保育所の設置者が定める額を、保育料として当該保育所に支払わなければならないこと。
- (五) 保育所は、（四）の保育料の額を定めたときは、市町村長に届け出るものとし、市町村長は、届け出られた保育料の額が（四）に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができること。
- (六) 保育所における保育の実施に要する保育費用から保育料に相当する額を控除した額を、市町村の支弁とすること。

(七) 保育所は、(二)により入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をするとともに、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこと。

3 市町村は、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合においては、当該保育所について、その新設等に要する費用を補助することができる。(第十四条関係)

三 私立学校振興助成法の特例

認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、五年以内に、当該幼稚園が学校法人によって設置されることを要しないものとする。(第十五条関係)

第四 罰則

第二の五に違反した者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。(第十六条関係)

第五 附則

一 この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。（附則第一項関係）

二 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第二の五は、この法律の施行後六月間は適用しないこと。（附則第二項関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

（附則第三項関係）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 認定こども園に関する認定手続等（第三条―第十一条）

第三章 認定こども園に関する特例（第十二条―第十五条）

第四章 罰則（第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子ども

もが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

5 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

6 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育

を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であつて文部科学省令・厚生労働省令で定めるものをいう。

第二章 認定こども園に関する認定手続等

(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)

第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従つて編成された教育課程に基づく教

育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合に

における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項各号又は前項各号に掲げる要件に適合しているものと認めるものについては、これを公示するものとする。

(認定の申請)

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子ども数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 前条第二項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があったときは、都道府県知事は、第三条第一項第二号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の